

改正

昭和47年11月17日規則第64号
昭和56年10月27日規則第53号
平成3年3月26日規則第11号
平成10年10月16日規則第81号
平成12年10月13日規則第123号
平成15年2月25日規則第5号
平成16年6月25日規則第53号
平成19年3月16日規則第16号
平成20年2月29日規則第12号
平成28年3月29日規則第32号
平成29年3月21日規則第16号
平成30年3月30日規則第34号
令和3年3月30日規則第36号
令和3年9月24日規則第72号
令和6年3月22日規則第12号

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則

(連帯保証人)

第1条 山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号。以下「条例」という。）第4条に規定する連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は2人とする。

2 連帯保証人は、うち1人は、原則として修学資金の貸与を受ける者の父若しくは母又は親権者若しくは後見人であり、かつ、うち1人は、修学資金の貸与を受ける者と生計を一にする者でない者でなければならない。

3 修学資金の貸与を受ける者又は貸与を受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申込み手続)

第2条 条例第5条第1項の規定により知事に申し込もうとする者は、修学資金貸与申込書（別記様式第2号）を知事が定める日までに提出しなければならない。

(契約の締結)

第3条 条例第5条第2項の規定による契約の締結は、看護職員修学資金の貸与に関する契約書（別記様式第4号）を取りかわすことによつて行なう。

(貸与の方法)

第4条 修学資金は、4月、5月及び6月分の修学資金については5月に、7月分以降は3箇月分をあわせて7月、10月及び1月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合には、これによらないことができる。

2 修学資金は、あらかじめ貸与された分が条例第6条の規定により貸与が休止された期間に係るものであるときは、復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書)

第5条 修学生は、貸与の期間を満了した日から起算して20日以内（条例第7条の規定により契約を解除したときは、解除の日から起算して20日以内）に、連帯保証人と連署の上、修学資金借用証書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の借用証書は、貸与を受けた修学資金に係る債務の履行を完了したとき、又は条例第11条の規定により知事が修学資金の返還の債務を免除したときに、修学生であつた者又はその連帯保証人に返還する。

(返還の猶予の申請手続)

第5条の2 条例第9条の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、返還猶予申請書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。
(届出)

第6条 修学生又は修学生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該各号に定める届出書により、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき 住所等変更届(別記様式第9号)
 - (2) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき 休学等届(別記様式第10号)
 - (3) 退学したとき 退学届(別記様式第11号)
 - (4) 条例第9条第1項第2号に該当することとなつたとき 進学届(別記様式第12号)
 - (5) 県内において、看護職員の業務に従事することとなつたとき、又は従事しなくなつたとき 看護職員業務開始(廃止)届(別記様式第13号)
 - (6) 県内において、勤務先を異動した場合において、当該異動後も引き続き看護職員の業務に従事するとき 看護職員勤務先変更届(別記様式第14号)
 - (7) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があつたとき、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたとき 連帯保証人住所等変更届(別記様式第15号)
- 2 修学生及び修学生であつた者で条例第9条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当して修学資金の返還の債務の履行を猶予されている者は、毎年4月20日までに、在学状況届(別記様式第16号)を知事に提出しなければならない。
- 3 修学生であつた者で条例第9条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当して修学資金の返還の債務の履行を猶予されている者は、毎年4月1日現在における看護職員の業務従事状況を、同月20日までに、業務従事状況届(別記様式第17号)により知事に届け出なければならない。
- 4 修学生であつた者が条例第8条の規定により修学資金の返還を開始するときは、修学資金返還届(別記様式第18号)により、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
(条例第9条第1項第3号の規則で定める者)

第6条の2 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定める者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省、厚生省令第1号。以下「省令」という。)第2条第4号の保健師の資格を有する専任教員、省令第3条第4号の助産師の資格を有する専任教員、省令第4条第1項第4号、第2項第4号若しくは第3項第4号の看護師の資格を有する専任教員又は省令第5条第4号の看護師の資格を有する専任教員とする。

(返還の免除の申請手続)

第7条 条例第11条の規定による債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、修学資金返還債務免除申請書(別記様式第19号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、免除を決定したときは、その旨を申請者に通知する。
(業務従事期間の計算)

第8条 条例第11条第1項第2号に規定する業務従事期間(次項において「業務従事期間」という。)は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。

2 条例別表第1号に掲げる施設又は条例第9条第1項第4号に規定する県等(以下「7年施設」という。)における業務従事期間(以下「7年施設業務従事期間」という。)及び同表第2号から第10号までに掲げる施設又は同項第5号に規定するこども家庭センター(以下「5年施設」という。)における業務従事期間(以下「5年施設業務従事期間」という。)を通算する場合の業務従事期間の計算は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定による債務の免除(次号において「債務の免除」という。)を受けようとする際に、7年施設において業務に従事している場合 7年施設業務従事期間と5年施設業務従事期間に相当する期間に60分の84を乗じて得た期間とを合算
- (2) 債務の免除を受けようとする際に、5年施設において業務に従事している場合 5年施設業務従事期間と7年施設業務従事期間に相当する期間に84分の60を乗じて得た期間とを合算

(連帯保証人による手続)

第9条 第5条第1項及び第2項、第5条の2第1項、第6条並びに第7条第1項に定める手続は、修学生又は修学生であつた者が死亡し、又は心身の故障等により自らその手続をとることができないときは、

その連帯保証人が行なうものとする。

(貸付台帳)

第10条 知事は、看護職員修学資金貸付台帳を作成し、修学資金の貸付けを受けている者に係るその貸付の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。
- 2 昭和37年度に限り、第2条中「4月20日又は9月20日」とあるのは、「10月30日」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和47年11月17日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年10月27日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月26日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年10月16日規則第81号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成10年10月県条例第53号)による改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により貸与された修学資金の返還の債務の履行の猶予及び返還の債務の免除については、改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例の規定により修学資金の貸与を受けた者が、平成10年4月1日以後も引き続き当該修学資金と同じ種類の修学資金の貸与を受ける場合の修学資金の返還の債務の履行の猶予及び返還の債務の免除については、改正後の規則第7条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年10月13日規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年2月25日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項の規定は、山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成15年2月県条例第1号。以下「改正条例」という。)による改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により貸与される修学資金(改正条例による改正前の山形県看護職員修学資金貸与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のもの(以下「継続貸与資金」という。))を除く。)に係る債務の履行の免除について適用し、改正前の条例の規定により貸与された修学資金及び継続貸与資金に係る債務の履行の免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年6月25日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日規則第16号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成20年2月29日規則第12号)
- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成28年3月29日規則第32号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成28年3月県条例第22号。以下「改正条例」という。)による改正後の山形県看護職員修学資金貸与条例の規定により貸与される修学資金について適用し、改正条例による改正前の山

形県看護職員修学資金貸与条例の規定により貸与された修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月21日規則第16号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の別記様式第2号、別記様式第10号から別記様式第14号まで、別記様式第16号及び別記様式第17号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

3 改正前の別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第8号、別記様式第18号及び別記様式第19号の規定は、山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（令和3年3月県条例第14号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の施行の日前に貸与された修学資金及び継続貸与資金（同日前に修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のものをいう。）については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別記様式第4号中「

第4条 修学資金の返還の方法及び返還の期限については、規則第5条の規定により修学生が貸与者に対して提出する修学資金借用証書において定めるものとする。

第5条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、貸与者、修学生及び連帯保証人が協議して定める。

」とあるのは、「

第4条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、貸与者、修学生及び連帯保証人が協議して定める。

」とする。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年3月22日規則第12号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。